

第 623 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 17 年 2 月 18 日（金） 13：30～14：30
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題
 - (1) 部会報告
 - (2) その他
- 4 配布資料
 - 1) 部会の開催状況
 - 2) 指定統計調査の承認等の状況（平成 17 年 1 月）
 - 3) 平成 16 年 12 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 52 巻・第 12 号）
 - 4) 指定統計の公表実績及び予定
- 5 出席者
 - 【委 員】
美添会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、
清水委員、新村委員、引頭委員
 - 【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】
《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》
総務省江端統計調査部長、厚生労働省鳥生統計情報部長、同木曾保健統計室長、
農林水産省小西統計部長、経済産業省伊藤統計企画室長、
国土交通省矢島企画調整室長、東京都須々木統計部長
 - 【事務局（総務省統計基準部）】
総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官
- 6 議 事
 - (1) 部会報告
 - 1) 国民生活・社会統計部会
平成 17 年 1 月 21 日及び 2 月 10 日に開催された第 105 回及び第 106 回国民
生活・社会統計部会（議題：「平成 17 年に実施される医療施設調査及び
患者調査の計画について」）の開催結果について、廣松部会長から報告
が行われた。
〔質 疑〕
篠塚委員）御報告いただいた中で、資料 1 の国民生活・社会統計部会の結果概
要の 4 ページ、「医療施設調査」のアのマル 1 で、「本調査は、医療
機能の把握を目的としており、男女別に従事者数を把握する必要性は
ない。男女別に把握するのならば、本調査の目的を見直す必要が生じ
る。」という記述になっているが、この記述はミスリーディングのお
それのある表現ではないかと思う。
というのは、本調査は医療機能の把握が目的であるというのはその
とおりだと思うが、医療サービスがどのような機能を提供しているか

ということを把握するためには「従事者数」というものが非常に大事なデータであり、その従事者数の実働時間を見たいがために、実人員ではなくて、常勤換算したものを把握しようというふうになっている。ところが、常勤換算するためには頭数の実人員が必要であり、その実人員がどのような働き方をしているかということについては、実際にはシフト制であるとか週何時間働いているとかということに基づいて換算した常勤換算値というような形で出てくるわけである。その常勤換算された数字を評価する際、それがどういう状況であるかということ想像するときに、男性と女性とはそれぞれ色々な働き方をしているわけである。例えば、医師とか歯科医師の数について、別の調査からとれる状況にあるときには、常勤の男性が非常に多いということがある程度分かっているが、そうではなくて、医師に関する調査以外の調査から把握されているそのほかのさまざまな医療従事者数については女性が非常に多く、その人たちがかなり非正規雇用的な働き方をしている結果、常勤換算したときにどうなっているのかという評価をするときや、それらの実働として提供されている医療サービスの機能がこれで十分なのかどうかという評価をするときには、私は男女別の数字とか、実人員というようなものは非常に大事な役割を果たしているのではないかというふうに思っている。

そのようなことから考えると、医療機能の把握を目的とするときに、男女別の情報まで把握するには本調査の目的を見直す必要があるというこの記述は言い過ぎではないかと思う。

舟岡委員) 二つ質問があり、一つ目は「患者調査」についてである。部会の結果概要の5ページのカの(イ)のマル1「主・副傷病の区別は、医師であっても判断が困難であり、」とするならば、この「患者調査」で求める傷病は何をもって傷病とするのか。少なくとも、そこで記入する傷病は主傷病のはずであり、主傷病が書けるならば、そのほかの傷病を書けないとの説明は、私には理解できない。

二つ目は、4ページの「医療施設調査」の「従事者数」についてであるが、この「従事者数」の概念は、他の事業所を対象とした調査と同じ定義であるのかどうか。もし異なるとしたら、何か特別な理由があるのかどうか。そこについてお尋ねしたい。

そのほか、意見であるが、先ほど部会長からの説明にあるように、この「医療施設調査」は、医療施設や機器設備が不足していた時代に開始したという経緯もあって、施設はどれだけの広さがあり、病床数がどれぐらいで、機器はどんなものを備えているかという、いってみれば外形的な医療機能をとらえる役割が強かったと思う。昨今、これらについては充足されていることは言うに及ばず、もはや過剰の時代とも言われているので、以前にもまして経営状況の把握が重要になってきていると判断される。経営状況の把握といっても、「医療経済実

態調査」のように詳細な経理項目を調査するというのではなく、「医療施設調査」が少なくとも事業所を対象とした調査であるならば、例えば病床数等の施設、あるいは設備機器と比較して、収入の水準が個々の医療施設ごとにどういう状況にあるか、経費がどれぐらいであるか、その程度は最低限調査する必要があるのではないか。例えば経営状況が必ずしも芳しくないところでは、高度先進医療機器の設置に制約となるとか、患者数や病床数と比較して、医師や看護師の配置が十分ではないといった関係も予想され、医療機能の把握という観点からも、基本的な経営状況をとらえる必要があるのではという気がする。

また、サービス業に係る統計が不足しているということで、広く概括的な統計として平成元年に「サービス業基本調査」が発足したとき、医療関連の事業所については、「医療施設調査」があることを理由に「サービス業基本調査」の対象外とした経緯があった。いってみれば、この「医療施設調査」では、他のサービス事業所を対象とした調査で把握すべき情報と同等の情報を提供することがその当時期待されていた。

経営状況については、記入者がなかなか書きづらいかもしれないが、統計をより良くしていくという観点からも、経営状況に関する調査事項を設けることについて前向きに御検討いただきたいと思う。

ちなみに、地域別の医療機能には大きな格差があるが、「医療経済実態調査」は標本数が限られているので、この調査から地域別の表章は無理である。そういうことからすると、「医療施設調査」と「医療経済実態調査」を単にリンケージすることにとどまらず、「医療施設調査」に経営状況の調査事項が入ることが望ましい。

美添会長) 時間が限られているので、質問に対しての回答は後でまとめてお伺いする。

飯島委員) 「従事者数」であるが、先ほど篠塚委員からも発言があったように、実人員というのは、やはり採用面とか雇用形態面、育成とか活用面、あるいは患者から見た安心面とかを含めて、これは内数でもいいから明らかにしておいた方がいいと思うので、是非お願いしたい。

それから、傷病の主と副という考え方があるけれども、患者の方から見たら何が主で何が副かは関係ない。病名がついたらそれは治したい病気である。つまり、主と副という関係ではなく、病名がついて、二つか三つの治療行為を行っている患者については、それをすべて書いていただくというのが、今後の医療状況とか、医師の考え方であるとか看護師さんの対応であるとかという面からいっても、極めて重要な把握の対象ではないかと思う。主・副の関係よりも、病名がついたらすべてそれを把握するという考え方の方が現実的ではないかと思う。

廣松部会長) 先ほどの篠塚委員の御質問に関して、資料の4ページのところに結果概要として挙げているのは、出していただいた御意見を羅列したものであり、これで結論が出たという意味ではない。

木曾室長) 色々な考え方があるが、部会でまた御説明させていただきたいと思っている。

美添会長) いくつか質問があったが、基本的には部会で議論していただくというようお願いしたい。

廣松部会長) 確かに傷病名のことに關しては、多くの委員の方からこの会議の席上でも御意見を頂き、また部会でも意見が出ている。

その点に關して、先ほど報告でも申し上げたとおり、決して一つだけでいいとは思っていない。ただその書き方と同時に、書いていただく方の負担の問題も大変大きいものなので、一応この「記入の手引」には、例えば事務長がお書きになるのであれば、主治医と御相談していただいた上で、書いていただくというような形になっているが、そこをもう少し記入者負担をなくすと同時に、飯島委員あるいは舟岡委員がおっしゃったような意味合いを含め、もう少し広い意味でいえば、日本の国民の病気の状況が分かるようなとり方にできればと思っている。

美添会長) この問題についてもまだ部会の審議があるので、その場で十分な議論をしていただきたいと思う。

私から主要なポイントを整理させていただきたい。調査の本来の目的ということが何度か言われていたが、「医療施設調査」に關しては、篠塚委員、舟岡委員の指摘のとおり、この調査だけ単独で存在するものではない。これが国の統計調査体系の中での位置づけだと思う。

つまり、「事業所・企業統計調査」という大きな調査があつて、それを枠組みとして詳細な調査が各分野で行われている。例えば、商業統計、工業統計では商業・工業統計の目的に必要な事項だけではなく、国全体の統計のために必要な事項をそこに盛り込むということで、本来なら複数の調査が必要なところを一つの調査にまとめて、報告者負担を軽減することが色々な面で図られている。先ほどの医療施設に關する舟岡委員及び篠塚委員の指摘は、その視点を含めた統計体系という意味だと私は理解する。そういう趣旨から、本調査の目的をいうときに、狭い意味と広い意味があることを理解していただきたい。

「患者調査」の副傷病・主傷病については、私も個人的に考えることはあるが、部会で議論いただけることなので、引き続き十分な検討をお願いしたい。

2) 農林水産統計部会

平成17年1月21日及び2月4日に開催された第94回及び第95回の農林水産統計部会(議題:「作物統計調査の改正計画について」)の開催結果について、須田部会長から報告が行われた。

[質 疑]

舟岡委員) 水稻以外の作物の収穫量調査については、いわゆる坪刈り、実測調査に代わる方法を今後採用していくということで、それについては適切な

方法並びに精度等について十分検討する必要があると理解している。
美添会長) 基本的な計画は了承される方向にあるということなので、細かい点については次回の部会で御確認いただきたい。

(2) その他

○指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務統計局統計基準部の桑原統計審査官から、平成17年1月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「学校基本調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料2による報告が行われた。